

第4章 震 災 ご み の 処 理

第1節 震災ごみ仮置き場の設置・運営管理

1. 概要

東日本大震災により、一般家庭の家財等が損壊し、多くの粗大ごみ等（以下「震災ごみ」という。）が発生した。また、震災により本市のごみ処理施設が被災したため、ごみ処理能力が低下し、広域的災害により近隣市町村へ震災ごみの処理協力を求めることも困難であった。そのため、震災ごみを一時的に保管し、市民が自己搬入できる震災ごみ仮置き場（以下「仮置き場」という。）を、発災4日後の3月15日に各区1か所ずつ開設した。通常のごみ処理体制に復旧した後の同年5月10日には、すべての震災ごみ仮置き場を閉鎖し、当該仮置き場の原状復旧を行った。

主な経緯は、表4-1-1のとおりである。

表4-1-1 主な経緯

平成23年3月11日	市民自己搬入用の震災ごみ仮置き場の設置について検討着手
3月15日	震災ごみ仮置き場開設
4月29日	震災ごみ仮置き場の閉鎖と清掃工場及び石積埋立処分場の自己搬入再開について記者発表
5月9日	ごみ処理体制が概ね復旧し、清掃工場及び石積埋立処分場の自己搬入再開
5月10日	ごみ処理体制が概ね復旧したことに伴い、すべての震災ごみ仮置き場を閉鎖

2. 実施方法

(1) 設置場所の選定

「仙台市地域防災計画」（昭和39年仙台市防災会議策定。以下「地域防災計画」という。）の「清掃計画」においては、「一般廃棄物と災害によって生じたがれきなどの災害廃棄物並びにし尿を中心に、分別（し尿を除く。）、処理、埋立等についての処理・処分並びに災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保などを内容とする実施計画の作成を進め、応急体制の整備に努める。」こととし、「がれきの仮置場としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と相談のうえ、公園、埋立処分場等に設置する」こととしていた。

環境局では、地域防災計画における実施計画（清掃計画における収集運搬計画）として、平成19年2月に「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」（平成21年3月一部改正。平成25年5月全部改正。以下「要領」という。）を定め、公園等26か所の仮置き場候補地を掲げ、「施設を所管する局と協議のうえ野球場を併設する公園等に仮置場を設置する。」こととしていた。また、「仮置場の設置に当たっては利便性の確保や近隣住民への影響、及び搬入搬出は大型ダンプで行われることが多いことから、搬入口、動線に配慮することが必要となる。」とし、仮置き場の選定要件について、具体的に次のとおりとしていた。さらに、搬入後の処理を考慮し、分別保管して使用することとしていた。

- ・十分な収容能力、作業空間を有すること

- ・震災廃棄物の搬入、搬出が容易に行える道路を有すること
- ・清掃工場等への搬出の利便性が高いこと
- ・騒音、粉じん、悪臭等の発生により近隣住民への生活環境を悪化しないよう十分な距離を有すること
- ・中長期の使用ができること

これらの要件も踏まえ、発災後直ちに「震災ごみ仮置き場」の設置について、公園課等と調整を行い、避難指定公園を中心に各区1か所ずつ選定・整備し、発災4日後の3月15日から市民の自己搬入を開始した。なお、青葉区、宮城野区及び若林区の仮置き場は、開設後保管容量を超過したため、代替仮置き場を設置した（延べ8か所7ha。図4-1-1及び表4-1-2）。

また、開設に当たっては、周辺地区の町内会長に対して、避難所等にて事前に説明するとともに、周辺の住民に対して、各区の環境事業所が戸別に仮置き場設置のお知らせを配布することにより、周知を図った。



図4-1-1 仮置き場の設置場所

表 4-1-2 仮置き場の諸元

仮置き場	住所		面積 [m ²]	開設期間	土地 利用形態	周辺環境
西花苑公園 野球場	青葉区	西花苑 1 丁目 3	5,600	3/15～ 4/22	野球場	住宅地
中山台 1 号緑地		芋沢字吉成山 3	11,000	4/23～ 5/6	公園予定地	住宅地
鶴ヶ谷中央公園	宮城野 区	鶴ヶ谷 6 丁目 1	4,300	3/15～ 3/23 4/23～ 5/10	公園	住宅地, 学校
日の出町公園 野球場		日の出町 3 丁目 6	13,000	3/23～ 4/22	野球場	工業専用地域
今泉野球場	若林区	今泉字上新田	12,000	3/15～ 3/26 4/18～ 5/10	野球場	農地, 今泉工場
若林日辺 グラウンド		日辺字沖田東 15	10,000	3/27～ 4/17	サッカー場	住宅地, 農地
西中田公園 野球場	太白区	西中田 7 丁目 1	7,800	3/15～ 5/10	野球場	住宅地
将監公園野球場	泉区	将監 10 丁目 9	7,600	3/15～ 5/10	野球場	住宅地, 学校
合 計	延べ 8 か所, 71,300m ²					

(2) 委託業者の選定・業務委託内容

仮置き場を早急に整備するとともに、震災ごみの分別及び管理能力を有する事業者を選定する必要があった。設置においては、緊急性を要するため、バックホウ等の重機を数多く保有していること、分別及び管理能力については、震災ごみの適切な分別指導、仮置き場の容量が逼迫しないよう、随時各仮置き場から本市ごみ処理施設へ後方輸送を行える体制が求められたことから市内の産業廃棄物処理業者（最終処分場業者）に委託した。業務委託内容は、表 4-1-3 のとおりである。

表 4-1-3 業務委託内容一覧表

1. 仮置き場の設置
・車両動線確保に伴う出入口の設置
・遊具の撤去
・囲いの設置
2. 仮置き場の運営
・搬入車両等の誘導
・重機による震災ごみの分別，積み上げ，搬出時の積込作業
・震災ごみや粉じんの飛散等防止に関する必要な作業
・夜間，閉鎖日の仮置き場への不法投棄防止等の警備
3. 震災ごみ後方輸送
・ごみの種類に応じた，各仮置き場から本市ごみ処理施設及び本市ごみ処理施設間における運搬
4. 原状復旧
・震災ごみが混入した表土部分の漑き取り・搬出
・漑き取りか所及び撤去した遊具・施設の復旧

(3) 分別の徹底・環境配慮

仮置き場においては，可燃ごみ，金属くず，家電製品等 10 種類以上に分別・保管を行い，可能な限りリサイクルに努めるとともに，飛散防止用シートの設置や搬入車両の土砂落としを徹底する等周辺環境への配慮に努めた。また，保管した震災ごみが崩落しないように積み上げ高さを 3m 程度とし，可燃物の保管については，本市職員が受付時に危険物を持ち込まないよう指導するとともに，消火器を配置し万一の火災の発生に備えた。

また，交通誘導及び受付，並びに分別の徹底等のため，各仮置き場に 1 日あたり延べ 20 人の本市職員を配置した。さらに，仮置き場は車両の進入を想定していない公園等であったため，車両の動線の確保や遊具の撤去なども適宜行い，円滑な管理運営に努めた。

3.実績

(1) 仮置き場の開設期間

仮置き場の開設期間は表 4-1-4 のとおりである。

鶴ヶ谷中央公園及び今泉野球場は，震災ごみが想定以上に搬入されたため，保管容量を超過する見込みとなったことから，日の出町公園野球場，若林日辺グラウンドを代替仮置き場として設置するとともに，他都市の応援を得て，本市ごみ処理施設に震災ごみの後方輸送を行った。

また，西花苑公園野球場においても，4 月下旬に保管容量を超過したことから，中山台 1 号緑地を代替仮置き場として設置した。

表 4-1-4 仮置き場の開設期間

仮置き場名	開設期間			開設日数
西花苑公園野球場	3/15	4/22		38日
中山台1号緑地		4/23	5/6	14日
鶴ヶ谷中央公園	3/15 3/23	4/23	5/10	27日
日の出町公園野球場	3/23	4/22		31日
今泉野球場	3/15 3/26	4/18	5/10	35日
若林日辺グラウンド	3/27	4/17		22日
西中田公園野球場	3/15	5/10		57日
将監公園野球場	3/15	5/10		57日

(2) 仮置き場の配置例

仮置き場の配置例は図 4-1-2～図 4-1-9 のとおりである。



図 4-1-2 西花苑公園野球場配置図

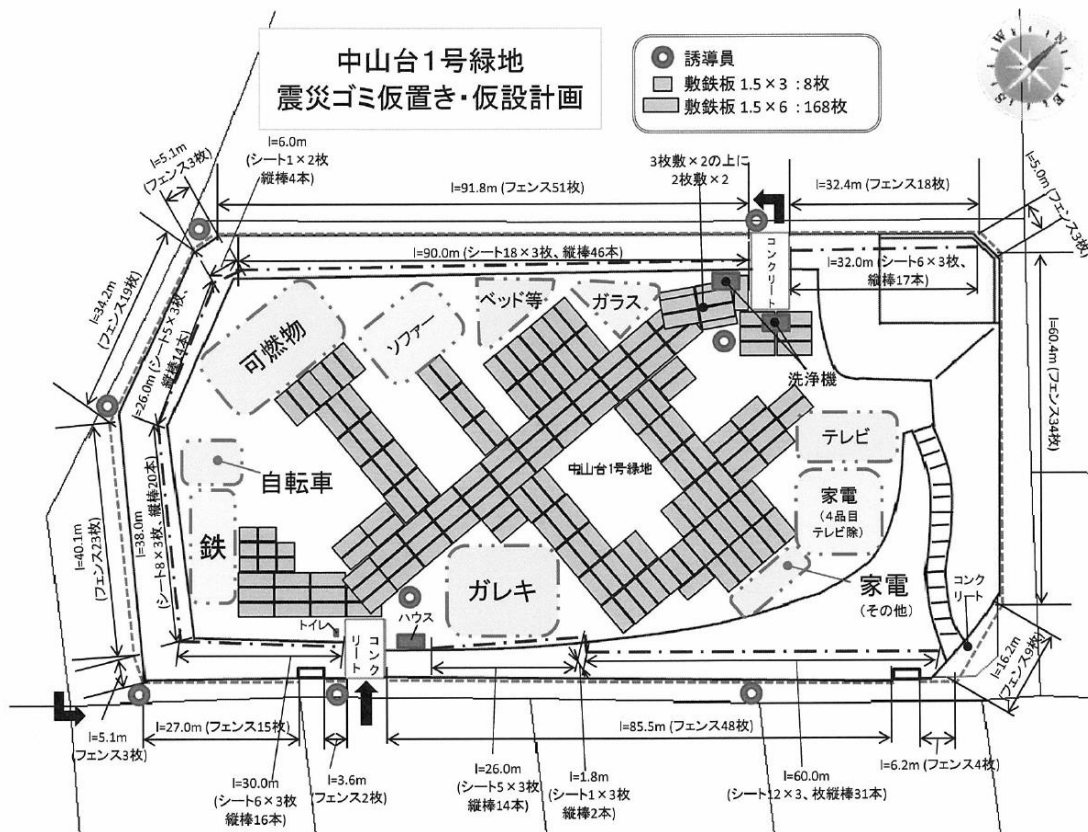
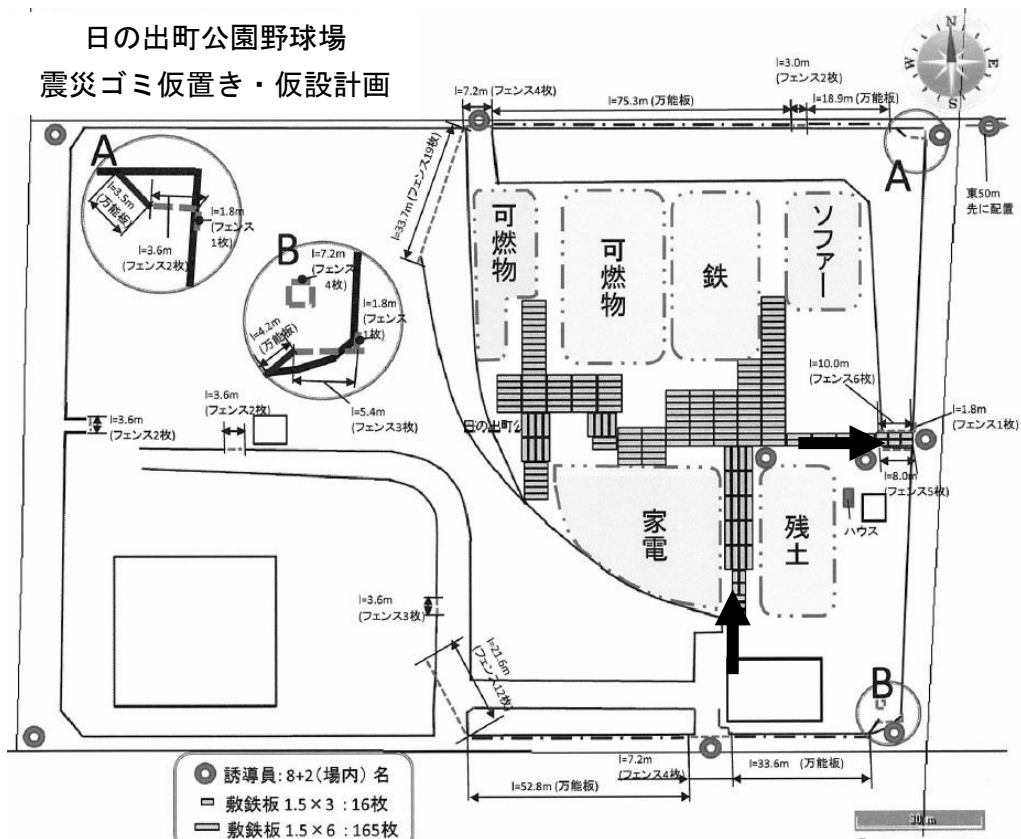


図 4-1-3 中山台 1 号緑地配置図



図 4-1-4 鶴ヶ谷中央公園配置図



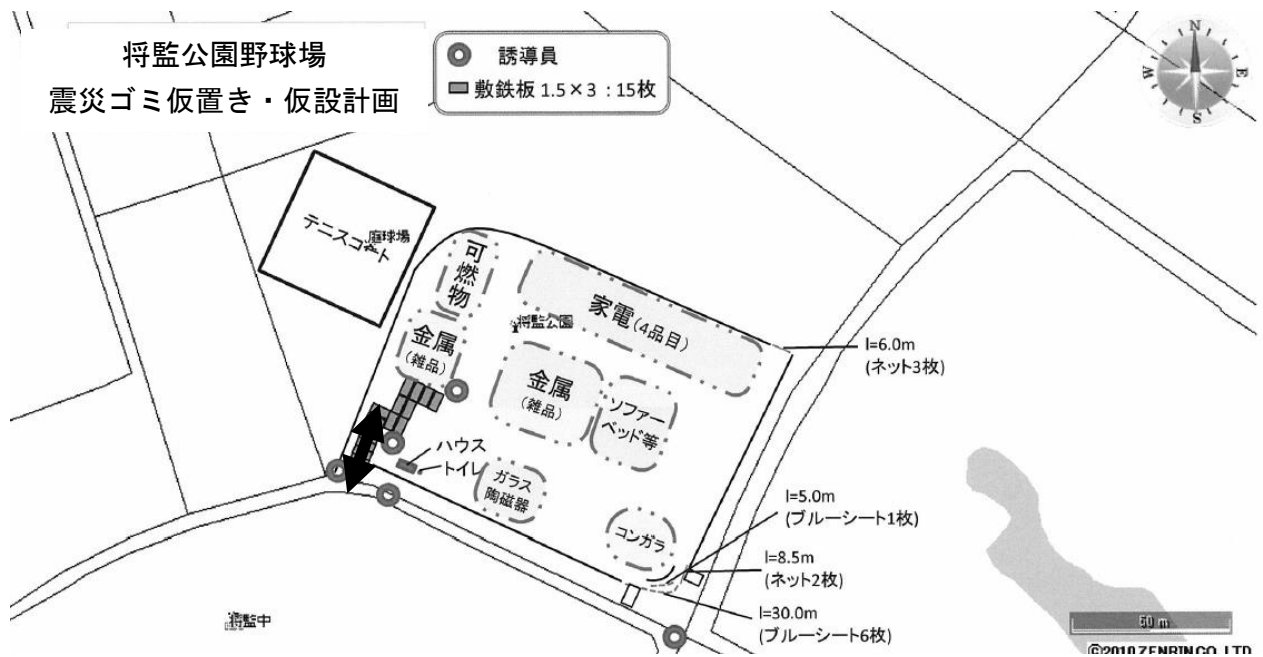


図 4-1-9 将監公園野球場配置図

各仮置き場の震災ごみ保管状況は写真 4-1-1～4-1-3 のとおりである。



写真 4-1-1 西中田公園野球場（可燃ごみ）



写真 4-1-2 西中田公園野球場（廃家電）



写真 4-1-3 中山台1号緑地

(3) 仮置き場の管理人員

仮置き場の管理人員は、表 4-1-5 のとおりである。

表 4-1-5 仮置き場管理人員

	本市職員	委託職員	警備員	合計
開設期間中の総人員数 (3/15～5/10)	1,173	4,884	1,879	7,936
日平均人数	21	86	33	140
3/15～4/17 日平均人数	27	70	27	124
4/18～5/10 日平均人数	11	109	42	162
閉鎖後震災ごみ処理 期間の総人員数 (5/11～9/7)	—	3,763	1,873	5,636
仮置き場の総管理人員数				13,572

ア 開設期間中

当初は委託業者の人員を十分に手配できなかったため、本市職員を受付・ごみ分別指導・交通誘導等の要員として配置した。4月18日以降は、委託事業者による人員の手配が可能となったことから、本市職員が行っていた業務を委託職員が行うこととした。また、3月30日からは、夜間の仮置き場への不法投棄等を監視するため、警備員を配置し、5月6日の中山台1号緑地における火災発生以降は、すべての仮置き場で24時間警備体制とした。

イ 閉鎖後

閉鎖後の5月11日から9月7日は、市職員は配置せずに委託職員のみで業務を行った。

(4) 仮置き場のトラブル対策

仮置き場のトラブル対策は、表 4-1-6 のとおりである。

表 4-1-6 仮置き場のトラブル対策一覧表

1. 時間外ごみ投棄対策
・ 仮置き場の外周にフェンス設置，目隠しシート設置
・ 早朝・夜間警備員配置
2. 粉じん対策
・ 場内通路に鉄板や畳を敷き，車両のタイヤに泥が付着するのを抑制
・ がれきの山に積込み作業時に散水
・ 仮置き場出口で，車両のタイヤを高圧洗浄
・ 周辺道路に散水車で散水

3. 防火対策
・粉末消火器配置
・受付での危険物のチェック強化
・警備員の24時間配置(5/6より)
4. 周辺交通対策
・誘導員配置
・列の最後尾を表示
・交互通行が必要な場所に誘導員を配置



写真 4-1-4 中山台 1号緑地入口（ゲート設置）



写真 4-1-5 中山台 1号緑地（目隠しシート）



写真 4-1-6 中山台 1号緑地（外周フェンス）



写真 4-1-7 中山台 1号緑地（鉄板敷設）



写真 4-1-8 高圧洗浄機によるタイヤ洗浄



写真 4-1-9 中山台1号緑地（周辺道路散水）



写真 4-1-10 今泉野球場（誘導員配置）

4. 課題と対応

(1) 苦情対応

仮置き場開設から日数が経過するにつれて、周辺住民からは、粉じんや搬入車両の交通整理に関する苦情が寄せられた。粉じんについては、仮置き場管理委託業者に対して、散水等の指示を行い、搬入待ちの車列については、誘導員を適切に配置することにより、交通整理を徹底し、周辺住民への生活環境に配慮した仮置き場運営に努めた。

(2) 管理方法

震災ごみ搬入時は、危険物等が搬入されないように搬入物の確認を行った。しかし、連日膨大な量の震災ごみが搬入されるため、市民の待ち時間も長時間となり、周辺道路の渋滞も発生したことから、十分な時間をかけて搬入物の確認を行うのは困難な状況であった。4月以降は、タイヤやゴルフ用具等、単に不要になったものと明らかに認められるものの搬入が増加した。また、開設時間外の周辺道路からの震災ごみ投棄や、スプレー缶や灯油を入れたままストーブを搬入するなどの行為も見受けられた。そのため、市政記者クラブ及びホームページをとおして、震災ごみ搬入時のルールを順守するよう周知徹底を図った。

5. 将来に向けた課題等

今回の仮置き場設置・運営管理において、鶴ヶ谷中央公園等では、遊具等の撤去が必要となった。また、西花苑公園野球場においては、出入口を1か所しか確保できず、搬入出車両の動線確保に支障を来した。

仮置き場は、迅速に造成ができ、保管スペース及び後方輸送に使用する10tダンプも通行が可能である動線を確保し、搬入車両による周辺の交通渋滞（写真4-1-11）を緩和できるよう出入口はそれぞれ設置することが望ましい。この条件を満たさない場合であっても、庁内を調整し、仮置き場候補地をリストアップしておくことが重要である。

また、仮置き場の管理に当たっては、時間が経過するにつれて、地域住民にとって迷惑施設へと認識が変わるため、搬入ルールの周知を徹底し、火災等の発生を未然に防ぐこと、粉じんが発生しないよう散水を徹底するなど周辺住民の生活環境に配慮することが求められる。



写真 4-1-11 今泉野球場搬入待ち車列

第2節 震災ごみの処理

1. 広報・相談対応

(1) 概要

震災により本市のごみ処理施設が被災し、通常の体制にて処理を行うことが困難な状態となった。そのため、一般家庭から発生した家財などの「震災ごみ」、「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」等の処理は、通常とは異なる収集・処理体制にせざるを得なかったため、市政記者クラブ及びホームページ、並びに市政だより等をとおして随時広報を行った。また、避難所の市民に対しても情報が速やかに届くようにするため、本市災害対策本部発行の「避難所通信」等の紙媒体を活用し情報の提供を行った。さらには、職員用マニュアル（FAQ）を作成し、市民からの問い合わせ等の対応に当たった。

(2) 実施方法

震災直後のごみ処理は、生活衛生上、喫緊の課題であったが、より重要な安否確認等の情報量が膨大であったことに加え、情報伝達の手段が限られていたことから、市政記者クラブ及び本市ホームページへの情報掲載が主な広報手段となった。

なお、ごみ排出抑制、自宅の一時保管などの協力を求める広報も併せて行った。

ア 市政記者クラブへの広報

3月15日からの家庭ごみ収集の再開に伴うものから順次提供した。テレビ・ラジオでは、随時報道が行われ、テレビではデータ放送（dボタン）やテロップも活用された。

イ 市ホームページへの掲載

震災直後は、本市災害対策本部がとりまとめを行っていた災害状況や支援情報を伝えるホームページに情報掲載を依頼した。平成23年3月17日以降は、局内の端末による作業が可能となったことから、各担当課の情報をとりまとめ、環境局総務課経由で随時掲載及び更新をした（モバイル版含む）。

ウ 市政だよりへの掲載

平成23年4月号市政だよりに、家庭ごみ及び震災ごみに関する記事を掲載した。

エ 市政広報番組

平成23年3月24日に、市政テレビ番組である「仙台まち劇場」においてごみの出し方について広報した。

オ 「避難所通信」等紙媒体の活用

本市災害対策本部発行の「避難所通信」及び「生活支援情報」において、ごみ処理に関する記事を掲載した。

カ 新聞折込

平成23年4月23日付各紙（河北新報，毎日新聞，朝日新聞，読売新聞）に本市における各種情報を折込むこととなり，相談項目別問い合わせ先を掲載した。

キ 職員用マニュアル（FAQ）の作成

市民周知に齟齬のないよう，対応マニュアル（FAQ）を作成するとともに随時更新を行い，問い合わせ等に対応した。

（3）実績

ア 震災ごみ仮置き場への搬入に関すること【資料4-2-1～4-2-6】

仮置き場を開設したことにより，搬入可能なごみ，持込方法，受入日時，待ち時間等を周知した。特に搬入に当たっては，燃えるものと燃えないもの（金属製のもの，がれき等）に分けて持ち込むこと，ごみ処理施設へは持ち込めないこと，事業ごみ，産業廃棄物，震災と無関係の廃棄物は受け入れできないことを周知し，周辺環境の悪化や震災ごみの処理が滞らないようにルールを守るよう周知した。

また，保管容量を超過し一時閉鎖した鶴ヶ谷中央公園，今泉野球場については代替仮置き場を開設したことを周知した。仮置き場への搬入に際し，多種にわたり危険物等の持ち込みが後を絶たなかったことから，搬入に当たっての注意及びルールを守るよう繰り返し周知した。

イ よくある質問の更新

市民等からの問い合わせの多い質問等については，「よくある質問一覧」としてとりまとめ，本市ホームページに掲載した（モバイル版含む）。

ウ 引越しごみに関すること【資料4-2-1】

例年3月から4月は引越しシーズンであり，引越しによりごみの排出が増加することが懸念された。収集車両の燃料不足により戸別収集は困難であったため，燃えるごみと燃えないごみに分別したうえで仮置き場に持ち込むよう周知した。

エ 解体業者に対する依頼【資料4-2-1】

周辺の環境悪化や家庭から排出される震災ごみの処理が滞る原因になるため，被災した家屋の解体時に発生する廃棄物（解体ごみ）は，仮置き場に持ち込まないようホームページ等で周知した。

資料 4-2-1 家庭ごみ、引越ごみ、解体ごみ

記者発表資料
平成23年3月19日
(担当)環境局総務課企画係
(内線)735-3415
(直通)214-8219

市民・事業者の皆様へ ごみの出し方のお願いです

1. 【家庭から出るごみ】家庭ごみの収集以外は実施していません

3月15日から家庭ごみの収集を再開しましたが、一度に大量のごみが出たことや、今なお修復作業中の焼却工場もあることから、現在、ごみ処理が追いつかない状況です。

紙類・プラスチック製品・ガラス・せとものなど、いたまない（腐らない）ものはご家庭内で一時仮置きしていただくなど、できるだけ一度に出す家庭ごみを少なくしてくださいませよう、ご協力をお願いします。

- プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル類、紙類は現在のところ収集の目処が立っておりません。収集再開を急いでいますが、分別の上、もうしばらく各家庭での保管をお願いします。
- 有料の指定袋が無くなった場合は、当面、指定袋以外で搬出してもよいこととしました。その際は、中身が確認できるよう、なるべく透明又は半透明の袋で出してください。
- 事務所・店舗などから出る事業ごみは、家庭ごみの集積所へは出さないでください。

2. 【引越ごみ】ごみの出し方のお願いです

収集車両の燃料不足により、戸別収集に対応できません。引越し業者へ相談していただくか、または、燃えるもの・燃えないものに分けて各自ごみ仮置き場（※）へお持ち込み願います。ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご協力をお願いいたします。

—ごみ仮置き場—

【時間】 午前9時から午後4時30分（土・日曜日も受け入れます）

※ 燃えるもの・燃えないものに分けて出してください

※ 工場や埋立処分場への自己搬入はできません。ごみ仮置き場へお持ち込みください。

※ 現場担当者のご案内しますので、ルールをお守りください。

※ 搬出作業のため、お待ちいただくことがあります。

【場所】 青葉区：西花苑公園野球場（青葉区西花苑1丁目）

宮城野区：鶴ヶ谷中央公園東側（宮城野区鶴ヶ谷6丁目）

若林区：今泉野球場（若林区今泉字鹿子穴）

太白区：西中田公園（太白区西中田7丁目）

泉区：将監公園野球場（将監10丁目 将監中学校北側）

3. 【解体ごみ】解体業者さんへのお願いです

解体ごみは、ごみ仮置き場へ持ち込まないでください。周辺の環境悪化や家庭から出る震災ごみの処理が滞る原因になります。

当面、焼却工場や埋立処分場への自己搬入もできません。事業所内で保管していただくか、その他の適切な方法での処理をお願いします。

資料 4-2-2 日の出町公園野球仮置き場の開設

記者発表資料
平成23年3月22日
(担当)環境局総務課企画係
(内線)735-3415
(直通)214-8219

【宮城野区】 鶴ヶ谷中央公園東側ごみ仮置き場を一時閉鎖し、

日の出町公園野球場ごみ仮置き場を開設します

3月15日から震災ごみを受け入れておりました「鶴ヶ谷中央公園東側」は、まもなく受け入れ量が限界に達するため、3月23日(水)午後4時30分をもって一時閉鎖します。

これから持ち込みを予定されている皆様は、できるだけ他のごみ仮置き場をご利用くださいますよう、お願いします。

また、鶴ヶ谷中央公園東側の代替のごみ仮置き場として「日の出町公園野球場」を3月23日(水)午前9時から開設します。現在、準備作業中ですので、開設日時以降に持ち込んでください。

ごみ仮置き場には、震災で被害を受けたもの以外の、ブラウン管テレビ、冷蔵庫、古タイヤ、産業廃棄物、事業ごみも大量に持ち込まれ、その処理に大変苦慮しております。焼却工場も被害を受けたため、一日に焼却できる量が平常時より低下しておりますので、市民の皆様にはごみの排出ルールを守っていただきますよう、重ねてお願いします。

1 一時閉鎖するごみ仮置き場

鶴ヶ谷中央公園東側(宮城野区鶴ヶ谷6丁目)
最終受け入れ:3月23日(水)午後4時30分まで

2 新たに開設するごみ仮置き場

日の出町公園野球場(宮城野区日の出町3丁目)
受け入れ開始:3月23日(水)午前9時から

3 現在開設している上記以外のごみ仮置き場

- (1) 場所 青葉区 : 西花苑公園野球場(青葉区西花苑1丁目)
若林区 : 今泉野球場(若林区今泉字鹿子穴)
太白区 : 西中田公園野球場(太白区西中田7丁目)
泉区 : 将監公園野球場(将監10丁目 将監中学校北側)
- (2) 時間 午前9時から午後4時30分(土・日曜日も受け入れます)
- ※ 燃えるもの・燃えないものに分けて出してください。
 - ※ 震災で被害を受けたごみ以外のごみはご遠慮ください。
 - ※ 引越しごみは受け入れできますが、家庭ごみは通常の集積所収集をご利用ください。
 - ※ 夜間など受け入れ時間以外には持ち込まないでください。
 - ※ 焼却工場や埋立処分場への自己搬入はできません。
 - ※ 現場担当者をご案内しますので、ルールを守ってください。
 - ※ 搬出作業のため、お待ちいただくことがあります。

資料4-2-3 若林日辺グラウンド仮置き場の開設

記者発表資料
平成23年3月26日
(担当)環境局総務課企画係
(内線)735-3415
(直通)214-8219

【若林区】 今泉野球場ごみ仮置き場を一時閉鎖し、 若林日辺グラウンド（ニッペリア）ごみ仮置き場を開設します

3月15日から震災ごみを受け入れておりました「今泉野球場」は、まもなく受け入れ量が限界に達するため、3月27日（日）午後4時30分をもって一時閉鎖します。

これから持ち込みを予定されている皆様は、できるだけ他のごみ仮置き場をご利用くださいますよう、お願いします。

また、今泉野球場の代替のごみ仮置き場として「若林日辺グラウンド（ニッペリア）」を3月27日（日）午前9時から開設します。現在、準備作業中ですので、開設日時以降に持ち込んでください。

ごみ仮置き場には、震災で被害を受けたもの以外の、ブラウン管テレビ、冷蔵庫、古タイヤ、産業廃棄物、事業ごみも大量に持ち込まれ、その処理に大変苦慮しております。焼却工場も被害を受けたため、一日に焼却できる量が平常時より低下しておりますので、市民の皆様にはごみの排出ルールを守っていただきますよう、重ねてお願いします。

1 一時閉鎖するごみ仮置き場

今泉野球場（若林区今泉字鹿子穴）

最終受け入れ：3月27日（日）午後4時30分まで

2 新たに開設するごみ仮置き場

若林日辺グラウンド（ニッペリア）（若林区日辺字沖田東15）

受け入れ開始：3月27日（日）午前9時から

3 現在開設している上記以外のごみ仮置き場

- (1) 場所
- | | |
|------|-------------------------|
| 青葉区 | 西花苑公園野球場（青葉区西花苑1丁目） |
| 宮城野区 | 日の出町公園野球場（宮城野区日の出町3丁目） |
| 太白区 | 西中田公園野球場（太白区西中田7丁目） |
| 泉区 | 将監公園野球場（将監10丁目 将監中学校北側） |
- (2) 時間 午前9時から午後4時30分（土・日曜日も受け入れます）
- ※ 燃えるもの・燃えないものに分けて出してください。
 - ※ 震災で被害を受けたごみ以外の持ち込みはご遠慮ください。
 - ※ 引越しごみは受け入れできますが、家庭ごみは通常の集積所収集をご利用ください。
 - ※ 夜間など受け入れ時間以外には持ち込まないでください。
 - ※ 焼却工場や埋立処分場への自己搬入はできません。
 - ※ 現場担当者をご案内しますので、ルールを守ってください。
 - ※ 搬出作業のため、お待ちいただくことがあります。

資料4-2-4 避難所通信 No.2（抜粋）平成23年3月26日

3. 家の片付けに伴い排出されるごみの仮置き場の設置について

地震で壊れた食器や家具などを受け入れるために、各区に一箇所ずつごみの仮置き場を設置しています。受付は毎日、午前9時から午後4時30分まで（土日も受け入れています）。「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分けて出してください。

青葉区	西花苑公園野球場（青葉区西花苑1丁目）
宮城野区	日の出町公園野球場（宮城野区日の出町3丁目）
若林区	今泉野球場（若林区今泉字鹿子穴）
太白区	西中田野球場（太白区西中田7丁目）
泉区	将監公園野球場（将監10丁目 将監中学校北側）

なお、家庭ごみの収集は通常どおり開始しましたが、プラスチック製容器包装・びん・カン、紙類の回収は再開までもう少し時間が掛かります。現在修復中で稼働できないごみ処理工場があるため、ごみの焼却が追いつかない状況にあることから、家庭ごみに出さず、ご家庭に保管してお待ちください。

資料 4-2-5 今泉野球場仮置き場の再開

記者発表資料
平成23年4月15日
(担当)環境局廃棄物指導課
(内線)735-3430
(直通)214-8234

**【若林区】 若林日辺グラウンド（ニッペリア）ごみ仮置き場を閉鎖し、
今泉野球場ごみ仮置き場を再開します**

若林日辺グラウンド（ニッペリア）ごみ仮置き場は、4月17日（日）午後4時30分をもって閉鎖し、代替のごみ仮置き場として今泉野球場を4月18日（月）午前9時から再開します。

1 閉鎖するごみ仮置き場

若林日辺グラウンド（ニッペリア）（若林区日辺字沖田東15番地）

※ 最終受け入れ：4月17日（日）午後4時30分まで

2 再開するごみ仮置き場

今泉野球場（若林区今泉字鹿子穴140番地）

※ 受け入れ開始：4月18日（月）午前9時から

3 仙台市からのお願い

ごみ仮置き場には、古タイヤや震災で被害を受けたものではないと思われるブラウン管テレビ・冷蔵庫のほか、産業廃棄物や事業ごみと思われるものも大量に持ち込まれ、その処理に大変苦慮しております。市民の皆さまには、ルールを守ってお持ち込みくださいますよう、お願いします。

4 現在開設している上記以外のごみ仮置き場

- (1) 場所 青葉区：西花苑公園野球場（青葉区西花苑一丁目4番）
宮城野区：日の出町公園野球場（宮城野区日の出町三丁目6番）
太白区：西中田公園野球場（太白区西中田七丁目1番）
泉区：将監公園野球場（泉区将監十丁目9番）

(2) 時間 午前9時～午後4時30分（土・日曜日、祝日も受け入れます）

(3) ごみ搬入に当たってのご注意

- ① 危険物は絶対に持ち込まないでください
※ 中身が入ったままのカセットボンベ、プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、シンナー類、火薬類、劇薬、毒物、農薬などは絶対に持ち込まないでください。
- ② スレート等の屋根材、内外壁材などの建築材は持ち込まないでください
※ 石綿（アスベスト）を含むものがあり、周辺環境の悪化の恐れがあります。
- ③ 燃えるもの・燃えないものに分けて出してください
- ④ 震災で被害を受けたごみ以外の持ち込みはご遠慮ください
- ⑤ 引越しごみは受け入れできますが、家庭ごみ、紙類、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類、プラスチック製容器包装（プラは4月25日から）は通常の集積所収集をご利用ください
- ⑥ 夜間など受け入れ時間以外には持ち込まないでください
- ⑦ 焼却工場や埋立処分場への自己搬入はできません
- ⑧ 現場担当者をご案内しますので、ルールを守ってください
- ⑨ 搬出作業のため、お待ちいただくことがあります

資料 4-2-6 市政だより（抜粋）平成23年4月号

<p>問 廃棄物管理課 ☎ 214・8226</p>	<p>ごみ 家庭ごみ 通常どおり収集します。</p> <p>◆ 震災ごみ 燃やせるごみと燃やせないごみ（金属製のもの、がれきなど）に分けて、次の場所に持ち込んでください。焼却工場・埋立処分場へは持ち込めません。</p> <p>● 期間 1ヵ月程度（土・日曜日を含む） ● 時間 午前9時～午後4時半（搬出作業のためお待ちいただくことがあります）</p> <p>● 搬入場所 【青葉区】西花苑公園野球場（西花苑1丁目）【宮城野区】日の出町公園野球場（日の出町3丁目）【若林区】若林日辺グラウンド（ニッペリア）（日辺字沖田東） 【太白区】西中田公園野球場（西中田7丁目）【泉区】将監公園野球場（将監10丁目）</p>
-----------------------------------	--

オ 震災ごみ仮置き場閉鎖，ごみ処理施設への自己搬入再開に関すること【資料 4-2-7】
仮置き場の閉鎖に当たっては，本市ごみ処理施設への自己搬入再開を併せて周知した。

資料 4-2-7 各区の震災ごみ仮置き場閉鎖ごみ処理施設への自己搬入再開

<p>記者発表資料 平成23年4月29日 (担当)環境局廃棄物指導課 (内線)735-3430 (直通)214-8234 (担当)環境局施設課 (内線)735-3450 (直通)214-8238</p>

各区の震災ごみ仮置き場を閉鎖します

焼却工場・埋立処分場への自己搬入を再開します

震災で壊れたご家庭の食器や家具などを受け入れるため，各区1カ所ずつごみ仮置き場を設置していましたが，震災ごみは日々減少してきていることから，5月10日（火）をもって震災ごみ仮置き場を閉鎖します。
また，焼却工場のごみ処理能力が回復したことから，5月9日（月）から焼却工場・埋立処分場への自己搬入を再開します。

1 各区震災ごみ仮置き場の閉鎖（担当：廃棄物指導課）

（1）最終受け入れ日時 5月10日（火）午後4時30分
※閉鎖日以降は絶対に持ち込まないでください。

（2）閉鎖する震災ごみ仮置き場
青葉区：中山台1号緑地（青葉区芋沢字吉成山地内）
宮城野区：鶴ヶ谷中央公園（宮城野区鶴ヶ谷6丁目1番）
若林区：今泉野球場（今泉字鹿子穴140番地）
太白区：西中田公園野球場（太白区西中田7丁目1番）
泉区：将監公園野球場（泉区将監10丁目9番）

2 焼却工場・埋立処分場への自己搬入（有料・一部減免）（担当：施設課）

（1）受け入れ開始日 5月9日（月）

（2）手数料の減免
震災ごみを自ら搬入する場合は，手数料の減免（全額）が受けられます。**り災証明書（原本）またはり災届出証明書（原本）と運転免許証を搬入窓口で提示**してください。搬入先や手数料などは，裏面をご覧ください。
※事業ごみは減免の対象になりません
※粗大ごみなどの収集や処分は，市の許可業者以外には頼めません。

カ ごみ収集に関する問い合わせへの対応

FAQを作成し，職員間で情報の共有を図った。また，同じものを災害情報ダイヤル対応用として提供した。

（4）課題と対応

ア 仮置き場搬入ルールの周知不足

仮置き場には，事業ごみや受け入れできない物の持ち込みが見られたことから，搬入ルールを徹底させるため，市政記者クラブに対し市民への情報提供を依頼するとともにホームページ等で周知を行い，市民に協力を求めた。

イ 誤情報の配信

環境局の執務室が震災の被害を受け、立ち入りが制限されていたため、震災前に設定していたメール配信サービス「ごみ収集日のお知らせ」が従来のまま配信され続けた。震災後はごみの収集方法を変更したため、市民に対し誤った情報として配信される結果となり、広報課に対し訂正メールの配信と当面の配信停止を依頼した。

ウ 最新情報の共有

震災ごみの処理方法等に関する情報が日々変化し、外勤や不在職員への申し送りを徹底することが難しかった。このため、付箋に最新情報を記入したものを事務室内に貼り出して共有を図った（写真 4-2-1）。



写真 4-2-1 付箋による情報共有

(5) 将来に向けた課題等

ライフラインの中でも、特に電気の復旧が確立していない時点での情報伝達の手段は極度に制限される。安否確認等、重要な情報が錯綜する中で、どの時点でどの情報を発信するかは報道各社の裁量によるところが大きく、適切な情報を的確な時点で発信することは状況上困難であった。また、どのような報道がなされたか確認することもできなかった。これらのことから、ごみ処理体制に関する情報が市民に対して確実に周知できるような体制を整えていくことが求められる。

さらに、相談件数に対し、対応する職員数が十分とはいえず、常に電話対応に追われる状態が続いた。電話での問合せ内容としては、仮置き場への行き方等簡単なものも多かったことから、ごみ処理に関するコールセンターを早期に立ち上げ、職員が1日も早いごみ処理体制の復旧に向けて、担当業務を遂行できる環境を整える必要がある。

2. 震災ごみの処理（後方輸送等を含む）

（1）概要

仮置き場にて10種類以上に分別・保管された震災ごみの処理は、家電及びパソコン、並びにタイヤ等は既存のリサイクルルートを活用し、可能な限り資源化した。資源化できない可燃物は、他都市の応援も受け、各仮置き場から清掃工場へ後方輸送を行い、焼却処分した。また、コンクリートがらについては、がれき搬入場造成の資材として活用し、不燃物となるガラス・陶磁器くずは本市の石積埋立処分場に埋め立てた。

なお、震災ごみ搬出完了後は、表土に混入した震災ごみの漉き取り、原状回復作業を行った。

（2）実施方法

仮置き場の保管容量が逼迫しないようにするため、仮置き場開設の2日後である3月17日から他都市の応援を受けて清掃工場等へ後方輸送を開始した。コンクリートがらは、がれき搬入場の路盤材等として有効活用するため、4月15日から他都市の応援を受けて後方輸送を開始した。その他の震災ごみにおいては、仮置き場閉鎖後の5月10日以降から本格的な処理を開始した。

なお、平成23年度内に仮置き場の原状復旧を完了させるため、仮置き場内の震災ごみ搬出は平成23年9月末までに完了させることとした。

（3）実績

ア 震災ごみの処理

震災ごみ処理の実績は、表4-2-1のとおりである。

なお、タイヤは、石積埋立処分場に集約し、リサイクル業者に処理を委託した。塗料缶は、沿岸部3か所に設置したがれき搬入場（以下「搬入場」という。）に集約を行い、民間の産業廃棄物処理施設にて焼却処理を行った。

また、震災ごみが混入した漉き取り土砂は、搬入場へ運搬し、処理を行った。

表 4-2-1 震災ごみ処理実績

処理区分		品目	施設区分等	リサイクル・処理量[t]
リ サ イ ク ル		コンクリートくず	がれき搬入場造成時に 路盤材等として有効活用	20,985
		金属くず	売払い	3,639
		家電4品目	メーカー等リサイクル	646
		パソコン	メーカー等リサイクル	55
		タイヤ	燃料等	47
		小計		25,372
処 理	焼却	可燃物	本市清掃工場	11,759
	埋立処分	不燃物	石積埋立処分場	6,835
		小計		18,594
合計				43,966

イ 震災ごみの処理期間

各仮置き場の搬出期間は、表 4-2-2 のとおりであり、目標を上回り、平成 23 年 8 月 24 日に全ての仮置き場にて震災ごみの搬出が完了した。

なお、仮置き場については、受入れ終了後も多くの苦情、早期復旧の要望等が寄せられるとともに、いたづら等の被害もあった。こうしたことから、比較的苦情等の少ない今泉野球場及び日の出町公園野球場の2か所に震災ごみを集約させ、警備の効率化を図るとともに、原状復旧作業に着手した。

表 4-2-2 震災ごみ処理期間

仮置き場名	施工区分	平成23年						
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
西花苑公園野球場	震災ごみ搬出	3/17				5/19		
	漕き取り			5/16		5/25		
中山台1号緑地	震災ごみ搬出		5/7			6/3		
	漕き取り			6/6		6/9		
鶴ヶ谷中央公園	震災ごみ搬出	3/19					6/27	
	漕き取り					7/2	7/11	
日の出町公園野球場	震災ごみ搬出	3/24					7/20	
	漕き取り					7/25	8/12	
今泉野球場	震災ごみ搬出	3/18						8/24
	漕き取り				6/26			9/7
若林日辺グラウンド	震災ごみ搬出	3/31			5/10			
	漕き取り		5/7		5/10			
西中田公園野球場	震災ごみ搬出		4/9				7/7	
	漕き取り				6/6		7/28	
将監公園野球場	震災ごみ搬出	3/21					7/14	
	漕き取り		6/6				7/16	

ウ 他都市応援状況

他都市応援による仮置き場から清掃工場及び搬入場への後方輸送を行った他都市応援の実績は表 4-2-3 のとおりである。

なお、清掃工場は、8t ダンプまでしかダンプアップできないため、大型の車両は、仮置き場から搬入場及び石積埋立処分場までの後方輸送を担当した。

表 4-2-3 他都市応援状況（後方輸送）

応援都市名	応援期間	応援車両 (※1)	台数	担当仮置き場
京都市	3/17～	破碎車（2t）	2台	鶴ヶ谷中央公園、今泉野球場、 若林日辺グラウンド
	4/12	ダンプトラック（2t）	1台	
新潟市	3/21～ 4/29	破碎車（2t）	2台	将監公園野球場
東京都	4/18～	破碎車破碎車（2t）	6台	今泉野球場、若林日辺グラウンド、 西花苑公園野球場、西中田公園野球場
	5/6	ダンプトラック（2t、4t）	7台	
札幌市	4/15～	破碎車（8t）	1台	西中田公園野球場、鶴ヶ谷中央公園
	5/3	ダンプトラック（10t）	1台	
旭川市	4/16,17	破碎車（2.6t）	2台	日の出町公園野球場
さいたま市	4/16,17, 23,30	破碎車（2t）	5台	日の出町公園野球場
名古屋市	5/26～	破碎車（2t、3.5t）	3台	西中田公園野球場
	6/23	ダンプトラック（2t、3.5t）	3台	
横浜市	6/6～	破碎車（2t）	3台	日の出町公園野球場
	6/14	ダンプトラック（2t）	3台	

※1 応援車両の台数は、最大応援車両台数。応援車両は、浸水ごみの収集運搬、高齢者世帯等の戸別収集も行っているため、その日の状況に応じて、車両編成、台数は変更した。



写真 4-2-2 他都市応援状況（京都市 2t ダンプ） 写真 4-2-3 他都市応援状況（横浜市破碎車）

(4) 課題と対応

塗料缶，バッテリー，スプレー缶，消火器，ストーブ等の搬入禁止物の処理方法を模索するのに時間を要した。それぞれの処理方法については，表 4-2-4 のとおりである。

表 4-2-4 搬入禁止物処理方法

品目	処理方法
塗料缶（中身あり）	搬入場に集約。産業廃棄物と見なし，市内民間焼却処理施設にて焼却処分
バッテリー	金属くずとともに売払い
スプレー缶	手作業でガスを抜いた後，石積埋立処分場に埋立処分
消火器	被災地支援として，廃消火器を無償にて収集・処理を実施していた（一社）消火器工業会へ引渡し
ストーブ（灯油あり）	1台ずつ灯油を抜き，金属くずとともに売払い
タイヤ	石積埋立処分場に集約し，処分業者に処理を委託

また，仮置き場には次々と震災ごみが搬入されたため，ごみ処理施設への後方輸送が必要となった。本市委託業者は通常の家ごみ収集等の業務も実施しなければならず，破碎車が不足する事態が懸念されたが，他都市応援により後方輸送を実施することができた。

3. 火災対応

(1) 概要

仮置き場開設期間内に今泉野球場（3月26日）及び中山台1号緑地（5月6日）において、火災が発生した。

(2) 経過

ア 今泉野球場

平成23年3月26日14:38頃火災発生。

時刻	出来事
14:38頃	不燃物から出火。 委託職員が仮置き場に用意していた消火器により消火を試みる。
15:01	鎮火

イ 中山台1号緑地

平成23年5月6日15:00頃火災発生（写真4-2-4～4-2-6）。

時刻	出来事
15:00頃	可燃物からほこりの様な煙が上がっているのを確認。 委託職員が重機でごみを掴み上げると炎が上がり始めた。消火器で初期消火を試みるも燃え方がひどく、搬入を停止し、場内の市民を退避させた。
15:06頃	市職員により119番へ通報した。
15:16頃	消防隊到着（当初11台出動。最終的に消防ヘリを含め15台出動）
15:35頃	消防活動により火炎は抑制されたが、多量の煙が北西方面に流出。
16:30頃	可燃ごみの山を重機で移動させながら放水するものの、白煙が収まる気配なし。
20:13頃	火勢鎮圧状態
22:05頃	鎮火



写真4-2-4 中山台1号緑地火災状況



写真4-2-5 中山台1号緑地消火状況



写真 4-2-6 中山台1号緑地消火状況

(3) 対応

ア 周辺住民への対応

中山台1号緑地の火災発生時は、周辺の3世帯に委託職員が避難を呼びかけた。また、火災当日に町内会、周辺住民に対してお詫びを行い、翌日に市長名にてお詫び文章を配布した。また、外壁等に被害があった住宅に対しては、損害賠償を行った。

イ 火災原因の特定

中山台1号緑地では、5月7日に消防署が現場調査を行ったが、火災発生の原因の特定には至らなかった。火災時に周辺住民が缶等の破裂音を聞いていることから、カセットボンベ缶などの可燃ガスが入った缶等が原因の1つとして考えられる。

ウ 広報及び搬入物確認の徹底

今泉野球場での火災発生後、発火性の高いごみや危険物の持ち込みがないよう市民への広報及び搬入物の確認を徹底していたが、5月6日に中山台1号緑地にて火災が発生したことから、仮置き場の早期閉鎖が必要と判断し、通常のごみ処理体制に復旧した翌日である5月10日に各仮置き場を閉鎖した。

また、警備員の配置時間を24時間体制とし、警備の徹底を図った。

(4) 将来に向けた課題等

火災発生を防ぐためには、危険物が仮置き場に搬入されないことがないように、市民への広報を徹底し、搬入時には搬入物の確認を行う必要がある。

また、可燃物は2か月程度で自然発火する可能性もあるため、定期的に重機による攪拌や温度管理を行うことが必要である。

なお、今泉野球場での火災発生時は、早期発見に加え、現場に用意していた消火器(写真4-2-7, 4-2-8)により早期鎮火を図ることができた。火災発生に備え消火器を設置するとともに、24時間、警備員を配置することが望ましい。



写真 4-2-7 消火器による消火



写真 4-2-8 仮置き場に用意した消火器

第3節 仮置き場の閉鎖と原状復旧

1. 概要

仮置き場内からの震災ごみ搬出及び震災ごみ混入表土の漉き取り完了後、公園及び野球場用地として再び利用するため、原状復旧を行った。

なお、若林日辺グラウンドは、仮設住宅用地として利用するため、震災ごみ混入表土の漉き取りを行い、用地を引渡した。

2. 実施方法

原状復旧を行うにあたり、震災前の状況を確認するため、使用前の図面の確認及び関係部署との打合せを行った。また、原状復旧完了後は、関係部署と現地にて立会いを行い、引渡しを行った。

(1) 公園用地

公園用地（中山台1号緑地、鶴ヶ谷中央公園）は、仮置き場設置時に搬出入車両の動線確保等のため、遊具等の撤去を行った。そのため、撤去した遊具等を設置し、震災ごみが混入した表土を漉き取った。また、表土漉き取り後は、元の地盤高に戻すため、山砂を敷設した。

なお、鶴ヶ谷中央公園においては、搬入車両入口部分の歩道が損傷したため、合わせて原状復旧を行った。

(2) 野球場用地

野球場用地（西花苑公園野球場、日の出町公園野球場、今泉野球場、西中田公園野球場、将監公園野球場）は、震災ごみが混入した土砂を漉き取り後、野球場として復旧を行った。

3. 実績

(1) 施工期間

原状復旧の施工期間は、表 4-3-1 のとおりである。

表 4-3-1 仮置き場の原状復旧施工期間

仮置き場名	施工区分	平成23年										平成24年						
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
西花苑公園野球場	震災ごみ搬出	3/17	■				5/19											
	漉き取り			5/16	■	5/25												
	原状復旧															3/26	3/31	
中山台1号緑地	震災ごみ搬出			5/7	■	6/3												
	漉き取り				6/6	■	6/9											
	原状復旧				6/16	■	6/17	(仮置き場運営業務の中で実施)										
鶴ヶ谷中央公園	震災ごみ搬出	3/19	■				6/27											
	漉き取り					7/2	■	7/11										
	原状復旧										12/2	■	12/14	(仮置き場運営業務の中で実施)				
日の出町公園野球場	震災ごみ搬出	3/24	■				7/20											
	漉き取り					7/25	■	8/12										
	原状復旧															3/26	4/11	
今泉野球場	震災ごみ搬出	3/18	■				8/24											
	漉き取り				6/26	■				9/7								
	原状復旧															3/26	4/18	
若林日辺グラウンド	震災ごみ搬出	3/31	■				5/10											
	漉き取り			5/7	■	5/10												
	原状復旧						(仮設住宅用地として利用するため、担当課と協議の下、漉き取りのみを実施し、原状復旧は未実施)											
西中田公園野球場	震災ごみ搬出		4/9	■			7/7											
	漉き取り				6/6	■				7/28								
	原状復旧																4/18	
将監公園野球場	震災ごみ搬出	3/21	■				7/14											
	漉き取り			6/6	■					7/16								
	原状復旧															4/9	5/3	

(2) 施工内容

仮置き場原状復旧の施工内容は表 4-3-2 のとおりである。

表 4-3-2 仮置き場原状復旧施工内容

公園用地	野球場用地
開設時に撤去した遊具の復旧	漉き取り後現地盤の不陸整正
山砂敷設による地盤高復元	混合土砂（黒土：洗砂＝6：4）敷均し・転圧
鶴ヶ谷中央公園のみ：搬入口部分の歩道復旧	外野芝生復旧（西花苑公園野球場除く）
/	ホームベース、ピッチャープレート復旧
	ベンチ復旧
	ピッチャーマウンド復旧
	フェンス復旧

4. 課題と対応

仮置き場の原状復旧にあたり、産業廃棄物の許可・指導等を行う課が図面等の作成、設計・積算を行う必要があった。しかし、工事発注の経験が少ない部署であるため対応に苦慮した。幸いにも、体育施設等を設計、施工する民間業者から支援を受け、震災ごみ混入表土漉き取り完了後から約3か月の期間を要したが、発注を行うことができた。

5. 将来に向けた課題等

仮置き場は主に公園用地を選定しており、住宅地や教育施設等に隣接している。周辺住民の1日も早い生活環境復旧のためにも、仮置き場内の閉鎖後速やかに原状復旧工事を行えるようにすべきである。今回の対応においては、工事着手まで、約3か月～7か月程要した。早期原状回復のため、仮置き場の使用中から工事発注、施工管理のノウハウを持つ職員を手配の上、関係部署と調整しておくことが重要である。

第4節 高齢者世帯等の戸別収集

1. 把握・周知方法

(1) 概要

東日本大震災により、家庭の家財等が損壊し、多くの粗大ごみ等（以下「震災ごみ」という。）が発生した。しかし、震災により粗大ごみを処理する本市のごみ処理施設も被災したため、震災ごみ仮置き場を平成23年3月15日から通常の収集体制を含む処理体制に復する翌日の平成23年5月10日までの間、各区に1箇所ずつ設置し、市民が震災ごみを直接自己搬入できるようにした。

しかし、高齢者世帯及び障害者がいる世帯等の方々から、仮置き場への自己搬入が困難という相談が寄せられた。そのため、自己搬入できない市民の方に対して、環境事業所及び他都市応援職員による戸別収集を行うこととした。

周知方法については、ホームページ等で広域的に周知を図るのではなく、民生委員・児童委員等から情報を提供してもらい、環境事業所から各世帯へ直接連絡を行い、事業を開始した。

(2) 実施方法

ア 対象世帯

対象世帯は、高齢者のみの世帯及び障害者がいる世帯、並びに乳児や介護の必要な方がいる世帯とした。

イ 収集の対象物

震災で壊れたガラス、瀬戸物、粗大ごみ、家電製品等とした。

ウ 把握・周知方法

対象世帯の把握、周知は下記の方法にて行った。

(ア) 各地区の民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は区域の高齢者世帯及び障害者がいる世帯の実情に詳しいことから、的確に情報収集及び周知が図れることを想定した。

(イ) クリーン仙台推進員・クリーンメイト

本市のクリーン仙台推進員は、廃棄物処理法の「廃棄物減量等推進員」に位置づけられ、地域でのごみの適正な排出や減量、リサイクル等の取り組みのリーダー役として、中心的に活動している。また、クリーンメイトは、クリーン仙台推進員の地域での活動をサポートするために設置している。

両者ともに日々の活動を通じて地域の各世帯を把握していると思われることから、会報誌として発行している「仙台メビウス通信」（添付資料 4-4-1）等により、対象世帯の把握及び情報収集、並びに情報周知を依頼した。

資料 4-4-1 仙台メビウス通信 (2011年7月)

第52号 (2011年7月号)



あなたとわたしの声をつなぐクリーン仙台推進員のコミュニケーション情報誌

全体研修会を開催しました。／震災ごみ無料戸別収集(高齢者世帯等対象)の実施……………	1P
全体研修会発表からの抜粋……………	2P～3P
仙台市環境局からのお知らせ……………	4P



全体研修会を開催しました。
三月十一日、青年文化センターシアターホールで、クリーン仙台推進員対象の全体研修会を開催しました。午後の部は震災のため途中で中止しましたが、午前の部には二〇〇人を超える皆さまに参加いただきました。会場ホワイエでは、日ごろ地域のごみ集積場に掲示しているもの展示や、グループ学習会「やってみよう編」での話し合いのま

震災ごみ無料戸別収集の実施
民生委員児童委員、推進員・メイトの皆さまに情報提供をお願いして実施した、高齢者世帯や障害のある方、乳児や介護の必要な方とお二人暮らしの方などのための無料戸別収集は、六月末までで申込件数が全市約一千世帯となりました。あれば現在も行っていきますので、お知り合いの方でお困りの方がいらつしやいましたら、お住まいの区の環境事業所に連絡先等をお知らせください。※車や免許がないという理由だけでは対象となりませんので、ご注意ください。

め、そして、推進員の有志が集まり構成している「ペットボトルラベルがし調査実行委員会」の展示などが行われました。ホールでは、せんだい・みやぎごきセンタ―常務理事の紅色晶子さんをコーディネーターに迎え、地域で活躍されている推進員五人の事例発表を行いました。なお、事例発表の内容の抜粋は、二〇二ページをご覧ください。

仙台メビウス通信 No.52

(ウ) 町内会長

平成 23 年 5 月 18 日付けで、町内会長宛にて、事業対象世帯に関する情報提供依頼及び民生委員・児童委員、並びにクリーン仙台推進員、クリーンメイトに当該事業への協力を依頼している旨の文章を送付した。

(エ) 本市災害情報ダイヤル及び粗大ごみ受付センター

本市災害情報ダイヤル及び粗大ごみ受付センターにおいても、事業対象世帯への周知及び情報提供を図った。

なお、対象世帯の把握及び情報収集時に想定される質問について、事前に Q&A (添付資料 4-4-2) を作成した。

資料 4-4-2 Q & A

高齢者等対応Q & A

【対象者関係】

- Q1 対象となる高齢者は何歳以上ですか。
A1 概ね 65 歳以上と考えていますが、年齢では体力や身体のお加減は判断できませんので、65 歳未満の方でも、お困りだと判断できる方は対象としてかまいません。
- Q2 対象となる子どもは乳児だけですか？
A2 いいえ。幼児で人数が多い場合や、発達障害の児童など、さまざまな事情が考えられますので、お困りだと判断できる方は対象としてかまいません。
- Q3 収集のときには、どうしても玄関まで出さなくてははいけませんか？
A3 玄関まで出すのは、通常の粗大ごみや臨時ごみの収集と同じ対応となります。収集日にご近所の方やボランティアの方などに協力いただくなどして、玄関前に出していただきたいと思います。どうしてもお困りの場合は、環境事業所にご相談ください。
- Q4 収集日当日は立会いが必要とありますが、本人でなければいけませんか？
A4 代理の方でもかまいません。
- Q5 大量の瓦やブロックとはどれくらいの量ですか？
A5 おおむね、みかん箱で 10 個以上は大量と考えています。
- Q6 大量の瓦やブロック、大きい固まりのブロックは集めないとありますが、それはどうしたらよいですか？
A6 崩れ落ちてがれきとなってしまった瓦やブロックは、後日、重機等を使って収集いたします。
- Q7 免許がない・車がないという理由では駄目ですか？
A7 申し訳ありませんが、今回の無料戸別収集の対象とはなりません。有料の粗大ごみ収集又は臨時ごみ収集にお申し込みいただくこととなります。
- Q8 ご自分で電話したいとおっしゃっていますが？
A8 その場合は、連絡先の環境事業所をご紹介します。

エ 受付対応

ウの（ア）～（エ）からの情報を基に、環境事業所から対象者に対して連絡し、収集希望日、収集品目等を確認した。なお、対象者世帯から直接環境事業所への申込も多数あった。

粗大ごみ受付センターでは、寄せられた情報については、事情を確認後、当該制度の対象とならない場合については、通常の粗大ごみ受付対応とした。

なお、震災ごみの量を自分で把握できない場合及び集合住宅から多量のごみ収集の申し込みがあった場合には、直接自宅を訪問し、受付対応を行った。事業対象世帯の把握から受付対応に至るまでの流れは、図 4-4-1 のとおりである。

(3) 課題と対応

ア 把握・周知方法

生活衛生上の観点から、被災が大きかった浸水地区の震災ごみ戸別収集を優先して行ったため、当該事業の開始は平成23年5月23日からになった。

日頃から地域の高齢者世帯等の実情を把握している民生委員・児童委員等に対象世帯の情報提供を依頼した。環境事業所から事業対象世帯へ直接連絡を行うことにより、事業対象とはならない世帯からの電話対応等に要する時間を削減でき、限られた人員の中でも効率の良い収集体制を構築することにつながった。

イ 玄関先までの搬出

収集運搬に当たっては、通常の大ごみ等と同じく、玄関先に震災ごみを出すこととした。玄関先まで出すことが難しい場合は、ご近所の方及びボランティアの方等に協力してもらうようにした。ボランティアが必要な方については、区のボランティアセンターの紹介も行った。

(4) 将来に向けた課題等

震災ごみ仮置き場を設置することにより、市民は震災ごみの自己搬入が可能となるが、高齢者世帯等の自己搬入を行えない世帯もあることから、きめ細やかな対応も検討していくことは重要である。

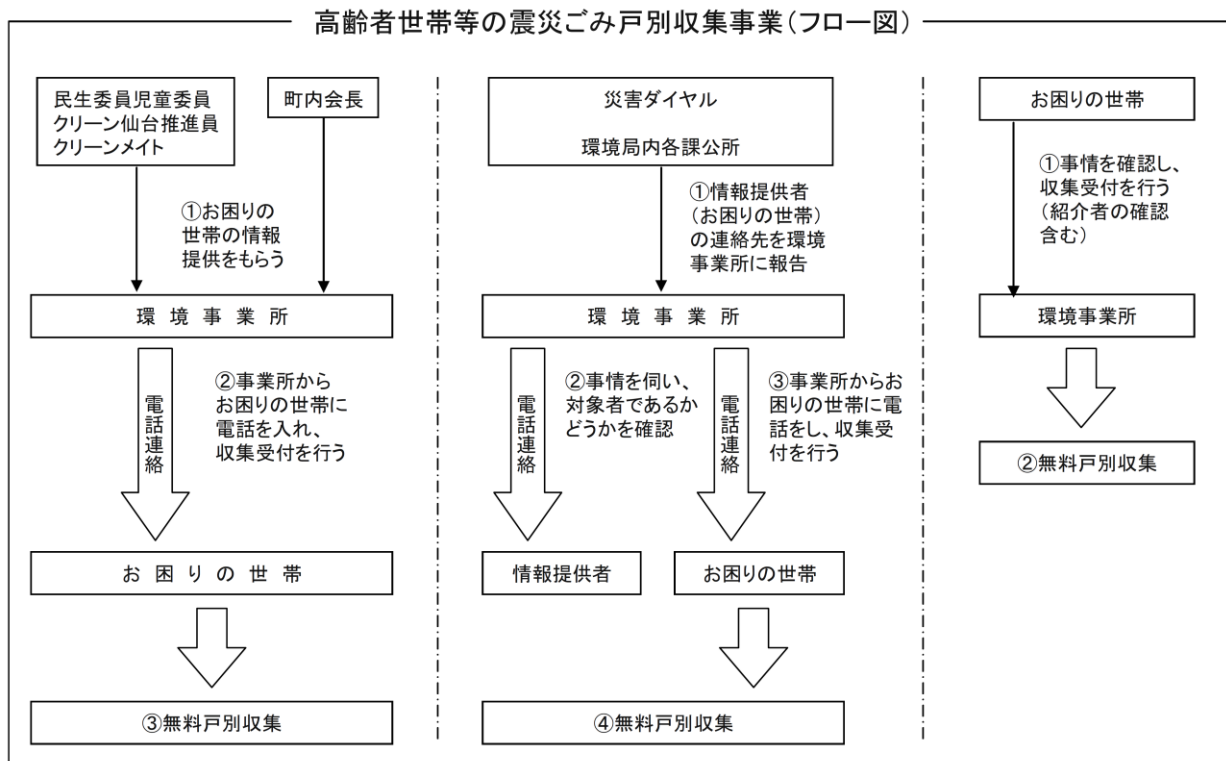


図 4-4-1 対象者把握から受付対応に至るまでの過程

2. 収集運搬

(1) 概要

高齢者世帯等の戸別収集は、環境事業所を主として作業を行い、他都市の応援も受け平成23年5月23日から開始した。平成25年度末までの収集運搬量は523tである。

(2) 実施方法

ア 収集運搬期間

平成23年5月23日から平成25年度末まで行った。

イ 収集体制

収集は環境事業所及び他都市の応援を基に行い、破砕車1台+ダンプトラック1台の1体制につき、1日あたり午前・午後3件ずつの計6件を基本とし、状況に応じて臨機応変に対応することとした。

ウ 他都市応援

他都市からの応援期間は平成23年5月23日から平成23年7月1日までであり、1日の作業時間は9時から17時とした。

※土日は作業を行わない。

※環境事業所集合時間を9時とし、収集運搬した震災ごみは、16時までにがれき搬入場に到着するようにし、退庁時間が17時を過ぎないように調整した。

エ 処分方法

浸水被害がなかった地区は、津波による土砂の付着もなく、清掃工場に搬入できる性状であった。しかし、当初は一般車両による震災ごみ自己搬入量が多く、清掃工場に搬入すると負荷をかけることが想定された。また、破砕車等にて収集を行ったことから、収集現場(表4-4-1)にて分別を必ずしも行うことができなかつたため、分別スペースを確保できる搬入場へ搬入した。

ただし、平成25年度は搬入場でのがれき処理が収束に向かい、場内に設置した仮設焼却炉での焼却も終了することから、清掃工場へ搬入した。

表4-4-1 分別品目

1. 可燃ごみ
2. 不燃くず
3. 金属くず
4. コンクリートがら
5. 家電4品目
6. パソコン

(3) 実績

平成 25 年度末時点での収集運搬量は 523t である。年度ごとの件数及び収集運搬量は表 4-4-2、他都市の応援体制は表 4-4-3 のとおりである。

表 4-4-2 収集運搬量 (t)

年度	件数	収集運搬量	搬入先
平成 23 年度	2,615	508	搬入場
平成 24 年度	46	14	搬入場
平成 25 年度	8	1	清掃工場
合計	2,669	523	—

表 4-4-3 他都市応援体制

応援都市名	応援車両 (※1)	H23 年応援期間 応援日数	担当区
名古屋市	3セット	5/23~6/23 25 日	青葉区
	破砕車 (2 t) 2 台		
	破砕車 (3.5 t) 1 台		
	ダンプトラック (2 t) 2 台		
	台ダンプトラック (3.5 t) 1 台		
横浜市	各区 3セット	5/23~6/24 26 日	宮城野区 若林区
	破砕車 (2 t) 6 台		
	ダンプトラック (2 t) 6 台		
静岡市	各区 1セット	5/24~7/1 30 日	太白区 泉区
	破砕車 (3 t) 1 台		
	破砕車 (3.6 t) 1 台		
	ダンプトラック (4 t) 1 台		

※1セット：破砕車 1 台 + ダンプトラック 1 台

※1 応援車両の台数は、最大応援車両台数。応援車両は、震災ごみ仮置き場からの後方輸送、浸水ごみの収集運搬も行っているため、その日の状況に応じて、車両編成、台数は変更した。



写真 4-4-1 収集状況（横浜市）

（4）課題と対応

ア 集合住宅

集合住宅は対象世帯以外の震災ごみも多量に排出されていたが、全て収集した。

イ 環境事業所職員の同行

他都市応援職員は地域の情報がなく、現場でのトラブルも想定されるため、必ず環境事業所職員が同行することとした。

（5）将来に向けた課題等

ア 排出方法

震災ごみは収集日に玄関先まで搬出することとなっているが、対象世帯でないと思われる世帯からの震災ごみも便乗して排出される問題があった。収集運搬は、事前に収集品目を確認し、それに応じて効率よく収集できるように収集運搬体制を整えていることから、収集運搬に支障を来す恐れがある。便乗して震災ごみが排出されないようにするためには、対象世帯に対し、必ず収集日の朝に搬出を行うように周知徹底を図ることが必要であると思われる。

イ 他都市応援の依頼

震災ごみの収集は、環境事業所が中心となって行うべきであるが、環境事業所の車両と人員のみでは、迅速に収集運搬が行えない。そのため、他都市への応援依頼が必要であることから、政令市間の地域協定の締結等事前の準備を講じておくべきである。